

○奈良市立図書館設置条例

昭和52年4月1日条例第13号

改正

昭和59年4月1日条例第22号

昭和60年12月19日条例第48号

平成元年3月28日条例第5号

平成16年3月25日条例第20号

平成25年10月4日条例第66号

(設置)

第1条 図書館法（昭和25年法律第118号）第10条の規定に基づき、図書、記録その他必要な資料の収集、整理及び保存を行い、公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資し、もって個人の完成と文化の高揚及び市民社会の発展に寄与するため図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
奈良市立中央図書館	奈良市東寺林町38番地
奈良市立西部図書館	奈良市鶴舞西町1番21号
奈良市立北部図書館	奈良市右京一丁目1番地の4

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年4月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月19日条例第48号）

この条例の施行期日は、教育委員会が定める。

（昭和60年12月27日教委規則第10号で、同61年1月4日から施行）

附 則（平成元年3月28日条例第5号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。（後略）

附 則（平成16年3月25日条例第20号）

この条例の施行期日は、教育委員会規則で定める。

（平成16年8月11日教委規則第9号で、同16年9月1日から施行）

附 則（平成25年10月4日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。